

## 1. 「放課後子どもプラン」について

### (1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

#### ア. 「放課後子どもプラン」の取組状況について

「放課後子どもプラン」については、できる限り早急に、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、本プラン創設年度である平成19年度においては、放課後児童クラブが16,685か所（平成19年5月現在）、放課後子ども教室が6,267か所（平成19年度実施予定含む）での実施に止まっている。

平成20年度予算（案）においては、放課後児童クラブが、引き続き、2万か所分、放課後子ども教室が1万5千か所分の運営費補助等の経費を盛り込んでいるところであり、両事業の連携を含め、必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、総合的な放課後対策の着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

また、文部科学省と厚生労働省では、「放課後子どもプラン」への理解の促進と事業実施に当たっての参考となるよう、「放課後子どもプランホームページ」（<http://www.houkago-plan.go.jp>）を立ち上げ、関係法令や通知をはじめ、各地の活動事例の紹介や事業に携わるボランティア等の感想などを掲載し、必要な情報の提供を行っているところであり、事業実施に当たりご活用いただくとともに、参考となる取組事例の募集も随時行っているため、ご協力をお願いしたい。

#### イ. 「放課後子どもプラン」の今後の事業展開について

本プランについては、創設から一年が経過しようとしているが、より効果的な事業の推進方策を検討し、地方自治体が取り組みやすくするとともに、「地方分権改革推進委員会・中間的な取りまとめ」など（関連資料1（68頁））で、両事業の一本化について検討するよう指摘を受けていること等を踏まえ、先般、文部科学省と合同で、各小学校区毎の両事業の連携状況、現行制度のメリット・デメリット及び課題などを把握するための調査を実施したところである。

合同調査については、現在集計を進めているが、小学校区毎の両事業の実施状況（速報版・暫定値）については、別冊資料1のとおりである。全体の集計結果は、本年度中に公表する予定である。

また、文部科学省の委託事業に厚生労働省が協力して、事業実施者（都道府県及び市町村）及び事業関係者（放課後児童指導員、子ども・保護者等の利用者など）を対象とするアンケート調査も併せて実施しているが、こうした様々な視点・角度から本プランについてのご意

見等をお聞きし、利用者ニーズに適切に対応できる効果的な実施方法を検討していくこととしている。本アンケート調査の結果についても、合同調査同様、本年度中に公表する予定である。

## (2) 放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進等について

平成20年度予算(案)においても、放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るため、本年度に引き続き、ソフト及びハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

### ア. ソフト面での対応

放課後児童クラブの運営費については、必要な全小学校区での設置を目指し、本年度に引き続き20,000か所分を計上している。

また、既にご承知のとおり、利用者ニーズへの適切な対応を図るため、

① 200日以上250日未満開所のクラブ

② 71人以上の大規模クラブ

については、必要な日数の確保や分割等による適正規模での実施を遅くとも平成21年度中に行っていただくよう、早急に着手いただきたい。例えば、大規模クラブが一定数以上ある市町村を対象に、個別ヒアリングを実施して、解消に向けての具体的な取組を促すなど、より計画的な対応を都道府県及び市町村が一体となって行っている地方自治体もあることから、子どもたちの安定した生活の場としての機能を最優先に考慮した取組を積極的に進めていただきたい。

さらに、放課後児童クラブの未実施市町村が、平成19年5月1日現在で216町村存在するが、当該町村に対しては、放課後児童指導員となる人材の確保のための研修や登録を行うための補助事業(放課後子どもプラン実施支援等事業)を本年度創設し、平成20年度においても引き続き実施することとしているので、当該事業を活用し、必要な地域での実施に向けて、積極的に取り組んでいただきたい。

### イ. ハード面での対応

小学校の余裕教室等の活用が進まない地域での放課後児童クラブの設置促進を図るため、

① クラブ創設費【児童厚生施設等整備費】については、設置主体を「市町村」→「市町村、社会福祉法人又は民法第34条の規定により設立された法人」に、

② クラブ改修費及び設備費【放課後子ども環境整備等事業】については、実施主体を「市町村」→「市町村、社会福祉法人その他の者」に、それぞれ緩和することとしている。

特に、創設費では、保育所を経営する社会福祉法人が整備を計画するケースが多く想定され、当該法人からの相談や問い合わせが寄せら

れた際に適切に対応するため、管内市町村や民間団体等への周知徹底を図られたい。また、社会福祉法人の場合には、独立行政法人福祉医療機構が実施している福祉貸付事業の融資対象となるので、ご活用いただくとともに、都道府県及び市町村におかれては、意見書の作成にご配慮いただきたい。（なお、融資条件については、本機構福祉貸付部福祉業務課（03-3438-9282）までお問い合わせ願います。）

また、昨年3月14日付けで文部科学省と連名による通知（「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について）を発出し、

- ① 実施場所としての余裕教室の積極的な活用、
- ② 保健室、体育館、図書室、視聴覚室等の学校諸施設について、長期休暇や土曜日等の学校の授業日以外も含めた弾力的な運用、などを盛り込んだところであり、放課後児童クラブの設置促進を図るため、余裕教室の利用や小学校敷地内での円滑な事業実施について、教育委員会とも緊密な連携を図られたい。

### （3）放課後児童クラブ利用者の多様なニーズへの対応について

#### ア. 長時間開設加算の改善

長時間開所するクラブについては、従来より長時間開設加算として運営費に上乗せした補助を行っているが、更なる開所促進を図るため、平成20年度予算（案）においては、

- ① 夏休み等の長期休業期間などに1日8時間以上開所したクラブへの加算制度を新たに創設するとともに、
- ② 各クラブの延長時間に応じた加算方式に改める、こととしている。

本改正内容については、本年1月17日（木）に開催した「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）」において、平成20年度の放課後子どもプラン推進事業実施要綱（案）及び交付要綱（案）をお示ししたところであるが、本改正内容に係る質問事項に対する回答（Q&A集）を別冊資料2としてまとめたので、ご確認いただくとともに、管内市町村にも周知し、ご対応願いたい。

#### イ. 障害児の更なる受入促進

障害児を受け入れるクラブについても、運営費に上乗せした補助を行っているが、増加が見込まれる発達障害児など、配慮を要する子どもの受入や対応を円滑にし、必要なすべてのクラブにおける障害児受入体制の強化を図る観点から、平成20年度予算（案）においては、市町村の責任の基に、適切な専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する方式に改めることとしている。

具体的な実施方法としては、

- ① 市町村において適切な指導員を直接雇用し、クラブに派遣する方法、
  - ② クラブが適切な指導員を雇用して、市町村がその費用を委託費として支出する方法、
  - ③ クラブが雇用した指導員について、市町村が一定の資質を有することを認めた上で、当該指導員に係る経費を補助する方法、
- などが考えられるところであるので、来年度からの円滑な事業実施に向け、適切な実施方法の検討をお願いしたい。

本改正内容に係る疑義についても、別冊資料2としてまとめているのでご活用いただきたい。

#### ウ. 放課後児童指導員等の資質向上について

平成20年度予算(案)には、すべての都道府県・指定都市・中核市で放課後児童指導員等への研修を実施していただく経費(放課後児童指導員等資質向上事業費)を盛り込んでいるが、来年度実施予定は、79都府県市(79.8%) [単独実施等代替施策での実施予定が、19道府県市(19.2%)] となっており、引き続き、人材の確保・養成及び資質の向上に前向きに取り組んでいただきたい。特に、研修内容に、クラブにおける障害児の受入れのための知識や技術を習得する内容も盛り込んでいただき、どのクラブでも障害児の受入れに適切に対応できるよう、市町村はもとより都道府県においても努めていただきたい。

また、本研修の実施に際して、講師の斡旋や、研修プログラムの提供、研修事例等の情報提供などのご要望・ご提案をいただいたところであり、地方自治体における円滑な実施が図られるよう、必要な支援を順次実施したいと考えているので、ご承知いただきたい。

#### エ. 利用できない児童(いわゆる待機児童)の把握も含めたニーズの適切な把握について

放課後児童クラブの利用に当たっては、例えば、公設民営のクラブにおいても直接クラブに利用申込をし、クラブが入所決定を行い、市町村は手続過程で関与していないケースもあるなど、市町村が地域における利用ニーズの全体像を把握しておらず、その結果、利用できない児童が発生するなどの課題も生じているところである。

このため、本年5月1日現在で行う予定の実施状況調査において、「利用できない児童」の定義の見直しを検討しているところであるので、ご承知おきいただきたい。

## 2. 放課後児童クラブガイドラインについて

### (1) 放課後児童ガイドラインの活用について

昨年10月に発出された放課後児童クラブガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、すべての放課後児童クラブの運営がより一層向上されることを目的に策定したものである。

このため、各地方自治体におかれては、本ガイドラインの内容を管内市町村や各クラブに十分周知いただくことに止まらず、

① 市町村及び各クラブが本ガイドラインを基に定期的にクラブの運営内容の確認・点検を行う、

② 地域の実情に応じた取組の促進のため、市町村等においてもできる限り地域性を考慮したガイドライン等の策定を行う

など、本ガイドラインを積極的に活用して利用者のニーズに十分対応した運営に向けて、具体的な取組に着手いただくことが重要と考える。

また、放課後児童クラブの運営については、これまでも各市町村において把握・確認いただき、必要に応じて助言や支援をいただいているところであるが、今般のガイドライン発出に伴い、本ガイドラインに沿った運営を行っているかどうかについて、改めて各市町村において調査等を実施し、運営改善の必要性の有無について把握されたい。

さらに、各クラブがガイドラインに沿った運営を行う、あるいは運営向上のために行うソフト・ハード両面での取組に対して、市町村及び都道府県において、積極的に支援を行うようお願いしたい。

なお、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるため、開所時間の前後において、受け入れ児童の指導内容等についての会議・打合せ等、学校関係機関等との連絡調整、お便りの作成や保護者からの提出物の確認の事務などについて、使用者の明示又は黙示の指揮命令下において指導員等が行う場合には、一般的には労働時間に該当するものと考えられるので、各クラブの運営者への周知方をお願いしたい。

### (2) 放課後児童クラブの運営状況等の把握・情報提供について

全国の放課後児童クラブの運営状況について把握するため、厚生労働省でも、例年5月1日現在で行っている実施状況調査の中に、本年から、本ガイドラインの内容に係る項目の追加を行う予定である。調査内容が決まり次第、速やかに情報提供することとしているが、予め、把握方法や把握体制について準備方をお願いしたい。

また、規制改革会議の第2次答申においても、各クラブの運営内容がガイドラインの項目に適合しているかについて利用者がわかるよう、情報公開を行うことが必要とされていることから、各市町村においても、利用者の利便性を考慮した積極的な情報公開を行うよう周知いただきたい。

なお、(財)こども未来財団の運営する「i-子育てネット」(9.参照)において各放課後児童クラブの運営内容等に係る情報が掲載されているが、本年4月からはガイドラインに係る項目についても入力が可能となる予定であるので、活用されたい。

### 3. 児童厚生施設等の設置運営について

#### (1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成20年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る施設整備の方針等については、「平成20年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」(雇児育発第0128002号平成20年1月28日付け育成環境課長通知)でお示しし、協議書を提出いただいているところであるが、現時点における協議状況は、別冊資料3のとおりである。

児童館及び児童センターの整備については、財務省が実施した平成19年度予算執行調査の調査結果等を踏まえ、平成20年度から、

- ① 市町村等が策定した次世代育成支援行動計画等に位置づけられた整備計画のみを対象とすること、
- ② 中学生、高校生等の年長児童対応の設備を設けること(創設及び改築に限る。)、
- ③ 地域のニーズに応じた適切な開館時間の確保が図られていること、を交付対象の要件とするので、市町村等にも十分周知を行い、整備計画に適切に反映させるようご指導願いたい。

なお、本整備費の改正内容等に係る質問事項に対する回答についても、別冊資料2としてまとめたので、ご確認いただくとともに、管内市町村にも周知し、ご対応願いたい。

#### (2) 児童館、児童センターの機能強化について

児童館、児童センターについては、従来より地域の子どもの健全育成や子育て家庭への支援の拠点として、その活用が図られてきたところであるが、「放課後子どもプラン」の実施により、主に小学校内における学齢期の子どもの安全・安心な活動場所の設置促進が図られることに伴い、こうした取組との連携・調整を踏まえた更なる機能強化が求められている。

特に、児童館等には、事業を実施するための施設・設備が整っており、専門の職員が配置されるとともに、利用者について、子どもの年齢や保護者の就労の有無などにより限定していないことから、地域のすべての子どもと保護者に対する総合的な支援拠点として、効果的な事業実施を行えるよう、各市町村等において積極的な支援をお願いしたい。

#### ア. 地域子育て支援拠点事業の活用について

児童館等では、学齢期の子どもが来館する前の時間については、比較的、施設が弾力的に使用できるという利点があることから、本年度から、民営の児童館において、本時間等を活用した地域子育て支援拠点事業（児童館型）を実施いただくこととしている。

しかしながら、現行の児童館事業との調整、事業のスタッフとなる人材の確保など補助基準を満たす要件や予算措置の面で対応が難しいこと等により、事業創設年度の本年度においては、取組が思うように進んでいない状況にある。例えば、現行のプログラム（ベビーマッサージ、絵本の読み聞かせなど）の実施に時間が割かれ、ひろばの設置は物理的に困難であるなどの意見があることは承知しているが、この場合には、「ひろば」という場の確保をまず基本として、その地域の状況や利用者のニーズ・求めに応じて各種のプログラムを実施するなどの工夫を行うことで、取組が可能であると考えられる。事業の実施に当たっては、現場の児童館等職員と十分意思疎通を図り、利用者にとって真に必要なサービスは何かを的確に把握したうえで、積極的に取り組んでいただきたい。

また、児童館等としての特色を生かしながら、拠点事業に取り組んでいる事例などをまとめた活動事例集を本年度中に作成することとし、各地域における取組の情報提供を行う予定であるので、参考にされたい。

なお、公営の児童館等については、「ひろば型」、「センター型」の実施が可能であるので、各児童館の体制等に応じて積極的に実施いただき、乳幼児親子の交流の場、相談・情報交換の場の確保に努めていただきたい。

#### イ. 児童館等に関する第三者評価事業について

児童館等をはじめ、福祉サービスにおける取組の向上に当たっては、外部からの評価の実施が有効であることから、平成18年8月31日付けで、「児童館版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』について」（平成18年8月31日付雇児育発第0831001号、社援基発第0831001号）をお示ししたところである。

各地方自治体におかれては、管内の児童館等が、地域のニーズに沿った適切な事業運営が行われ、サービス内容のより一層の向上が図られるよう、本ガイドラインの活用について積極的に取り組んでいただきたい。

#### 4. 児童育成事業推進等対策事業の活用について

##### (1) 平成20年度国庫補助協議について

本事業は、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象として、事業費の10/10相当を補助するものであり、平成20年度の協議については、「平成20年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について（児童育成事業推進等対策事業）」（雇児育発第0118001号平成20年1月18日付け育成環境課長通知）により、協議書の提出をお願いしているところである（2月29日）。また、本通知とともに、協議に当たっての留意点等を示した事務連絡も送付しているので、内容をご確認のうえ、積極的な協議をお願いしたい。（別冊資料4）

##### (2) 取組事例集の作成等について

本事業については、特に市町村における次世代育成支援等の取組を一層促進することを目的とし、本年度中に、取組事例集（平成19年度版）を作成することとし、現在、作業を進めているところである。本事例集により、地方自治体における取組が促進されるとともに、他の自治体の取組を参考としてその地域の状況に応じた形態で実施し、またその実施内容を他の自治体が形を変え実施するといったように、自治体間の相乗効果を期待しているところである。完成後は、速やかにすべての地方自治体に送付することとしているので、本事例集を積極的にご活用いただきたい。

都道府県におかれては、協議通知等を踏まえ、子どもの健全育成や地域の子育て支援等に積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村への周知徹底や事業調整を図っていただくよう、よろしくをお願いしたい。

#### 5. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供することは、これから親となる中・高校生にとって、子どもや家庭の大切さを考える契機となるとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、育児不安を原因とする虐待の予防にも資することが期待されることから、「子ども・子育てプラン」においても、平成21年度までにすべての児童館等において実施することとされているところである。

厚生労働省では、これまでも、

- ① 市町村が児童館等を活用して、こうした取組を実施する際の経費の補助〔児童ふれあい交流促進事業：1市町村当たり年額 1,200千円〕
  - ② 市町村における取組を支援するため、都道府県レベルでの協議会の設置や研修会の実施のための経費の補助〔児童ふれあい交流支援事業：1都道府県等当たり年額 1,000千円〕
- を行い、支援に努めてきたところである。

平成20年度からは、参加する児童・生徒に関する学校との連携強化・協力体制の構築や適切な人材確保等が不可欠であることから、文部科学省が実施する「地域における家庭教育支援基盤形成事業」と連携し、福祉部局と教育委員会が協力して、

- ① 市町村レベルにおいては、学校の間を活用した事業実施、児童館等を利用する乳幼児親子に対する事業への協力依頼、参加する児童・生徒への呼びかけなど、
  - ② 都道府県レベルにおいては、管内市町村の実施状況の把握、事業を実施する人材の確保・派遣、研修会の実施など、
- を共同で実施いただき、事業のより一層の推進を図ることとしているので、教育委員会と連携を図りつつ、協力して取り組んでいただきたい。（関連資料2（69頁））

## 6. 児童委員及び主任児童委員について

### (1) 児童委員及び主任児童委員の積極的な活用について

平成19年12月1日に、3年に一度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、227,284人（うち主任児童委員20,957人）の方に委嘱がなされたところであり、一斉改選に当たり、都道府県、指定都市、中核市をはじめ関係各位に格段のご尽力をいただいたことを厚く御礼申し上げます。今回は、改選前を上回る委嘱がなされたが、依然として定数を下回っている市町村も見受けられる状況であり、地域の実情も勘案し、適任者の確保について一層の努力をお願いしたい。

また、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員が地域のこれらの問題への適切な関わりが求められているところである。

特に、全国的に対応件数が増加している児童虐待の防止を図る上で、大きな役割を果たすことが期待されている市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、平成17年度より「地域子育て環境づくり支援事業」において、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会及び児童委員等を講師にした子育てセミナー等の事業を助成対象としているので、この事業を積極的にご活用いただきたい。

なお、児童委員、主任児童委員の活動を地域住民にPRするリーフレット（名刺サイズ・平成17年配布「こんにちは民生委員・児童委員で

す 主任児童委員です」をリニューアル) を本年度中に制作し、市町村を通じて児童委員、主任児童委員の方々に1人100部程度の配布を予定しているため、貴管内の市町村への配布に際してのご協力方につき周知をお願いしたい。

## (2) 個人情報の取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが規定されているところである。

しかしながら、一部の地方自治体においては、個人情報の保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても、情報提供に慎重となるあまり、必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。

これまでも全国厚生労働関係部局長会議(平成20年1月17日)や全国児童福祉主管課長会議(平成19年2月2日)及び平成19年3月2日付通知でお願いしているところであるが、各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いしたい。(別冊資料5)

## (3) 委嘱手続きの簡素化及び迅速化

昨年の地方分権改革推進委員会において、民生委員・児童委員の委嘱手続きの簡素化及び迅速化について問題提起がされたところであり、簡略化のための方策について、現在検討しているところである。成案を得次第、別途お示しするが、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、民生委員・児童委員の方が死亡等により欠員が生じた際の欠員補充の手続きについて、極力その迅速化を図るよう努めていただきたい。

## 7. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、こうした取組のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努めていただきたい。

特に、ここ数年、子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などに